

「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展 印刷物製作業務プロポーザル募集要項

当館では、展覧会「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務を民間企業等に委託します。

については、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

なお、令和2年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。

上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務

2 業務内容等

別紙「「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和2年5月8日（金）までの間

4 委託費の上限

1,338,700円（消費税及び地方消費税込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人、法人以外の団体または個人等（以下「法人等」という）であって、以下の①から⑧までの条件を満たすものとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例による

こととされる破産事件に係るものを含む。)

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、企画提案書提出期限から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ 過去 3 年間に 3 件以上、美術館における印刷物のデザインを経験したデザイナーを起用して、美術館のポスターまたはチラシ及び、図録を作成した者。

2 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

項目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和 2 年 2 月 19 日（水）～令和 2 年 3 月 19 日（木）正午
② 説明会参加申込書受付	令和 2 年 2 月 20 日（木）～令和 2 年 3 月 3 日（火）正午
③ 募集要項等に関する質問受付	令和 2 年 2 月 20 日（木）～令和 2 年 3 月 12 日（木）正午
④ 説明会	令和 2 年 3 月 4 日（水）14 時より（予定） (以降の申込みについては随時行います)
⑤ 企画提案書受付期間	令和 2 年 3 月 4 日（水）～令和 2 年 3 月 19 日（木）正午
⑥ プロポーザル評価会議	令和 2 年 3 月下旬
⑦ 評価結果の通知・公表	令和 2 年 4 月上旬

（2）募集要項等の公表・配付

①配布日時 **令和 2 年 2 月 19 日（水）～令和 2 年 3 月 19 日（火）正午**

午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分（当館休館日を除く）

最終日 3 月 19 日（火）については、正午までとする。

②配布場所 岐阜県現代陶芸美術館 学芸係

（〒507-0801 多治見市東町 4-2-5 セラミックパーク MINO 内）

（3）説明会参加申込書の受付

①受付期間 **令和 2 年 2 月 20 日（木）～令和 2 年 3 月 3 日（火）正午**

午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分（当館休館日を除く）

最終日 3 月 3 日（火）については、正午までとする。

②提出方法

企画提案参加希望者は、説明会参加申込書（別紙 1）を現代陶芸美術館まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和 2 年 3 月 3 日（火）正午必着となります。

（4）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

①質問書受付期間

令和 2 年 2 月 20 日（木）～令和 2 年 3 月 12 日（木）正午

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙 2）を現代陶芸美術館まで郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、

Microsoft Word としてください。) を添付し提出してください。

岐阜県現代陶芸美術館 学芸係

(〒507-0801 多治見市東町4-2-5セラミックパーク MINO 内)

FAX 0572-28-3101

電子メールアドレス c21802@pref.gifu.lg.jp

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上にて公開します。(令和2年3月19日(木)までに回答します。)

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和2年3月4日(水)～令和2年3月19日(木)正午

②提出書類

ア 企画提案書(様式1) 5部

イ 下記デザイン例(実寸大) 1部

・ポスター(B2)

ウ 見積書 1部

エ 誓約書(様式2) 1部

③提出方法

・現代陶芸美術館あてに持参又は郵送により提出してください。

・郵送の場合も、令和2年3月19日(木)正午必着となります。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

④注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼展 印刷物製作業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 募集要項に違反すると認められる場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを

除く。)

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑥その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を現代陶芸美術館に持参又は郵送により申し出てください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

（8）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県現代陶芸美術館 学芸係

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「岐阜県現代陶芸美術館展覧会「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務」と記したうえで、内容を簡潔に明記してください。

電子メールアドレス c21802@pref.gifu.lg.jp

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定します。

2 プロポーザル評価会議

①開催日時 令和2年3月下旬

②開催場所 現代陶芸美術館

3 評価項目及び評価内容

別表のとおり

4 事業者の選定方法

評価会議構成員の各評価点の合算が最高点の者を、県の事務の最も合致した企画・技術的能力等を有する事業者（以下「最優秀提案者」という。）として選定する。また、必要に応

じ、次点者を選定する。

審査の基準はデザイン性を優先とし、提案金額は参考程度とする。ただし、提案金額は委託費の上限以下であることを条件とする。

最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

また、提案者全員について評価会議構成員の各評価点の合算が基準点に満たないときは、理由を付して最優秀提案者を選定しないことができる。この場合において、事業を実施するときは、再度公募するものとする。

5 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

第4 契約の締結

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託元である岐阜県に帰属します。

選定した最優秀提案者を契約候補者として県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となります、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において評価が次に高い応募者と協議を行います。

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を県に返還するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

2 個人情報保護

受託者が「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、「神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼」展印刷物製作業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル選定委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒507-0801 多治見市東町4-2-5 セラミックパーク MINO 内

岐阜県現代陶芸美術館 学芸部 守屋靖裕

TEL 0572-28-3100

FAX 0572-28-3101

電子メールアドレス c21802@pref.gifu.lg.jp

別表1

評価項目及び評価内容

次のとおり、評価を行う。

(構成員1人につき100点満点)

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価会議構成員の採点数の合計により算出する。なお、構成員の企画点の合計が60%以上（全構成員の企画点合計÷構成員数≤60%以上）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容		評価基準点				
1 全体コンセプト（40点）		20点	16点	12点	8点	4点
①	展覧会の特色や性格が反映されたデザインとなっているか（展示作品の神業、明治時代など）	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
②	書体が適切で必要な処理がなされているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 集客性（20点）		20点	16点	12点	8点	4点
①	アイキャッチや構図に訴求力はあるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 その他（40点）		20点	16点	12点	8点	4点
①	斬新でオリジナリティーあるものになっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
②	用紙はデザインに即した適切なもので、視覚にも触覚にも効果的なものとなっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
計（100点）						